

# 自己資本の状況（単体）

自己資本比率とは、リスクのある資産に対して自己資本がどれくらいあるかを示す指標です。

2013年度からは新自己資本比率規制（新BIS規制、通称 パーゼルⅢ）による自己資本比率算出の精緻化を求められており、本開示についても新BIS規制に従った開示内容となっております。

なお、定性的な開示事項については、単体・連結を併せて記載しております。

新BIS規制に基づく自己資本比率は、下記のようになります。

新BIS規制による当金庫の自己資本比率は

**14.14%**と国内基準の4%を大きく上っております。

※自己資本比率の算出にあたって、当金庫は標準的手法を採用しております。

## 自己資本の構成に関する開示事項

### 単体自己資本比率

（単位：百万円）

項目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	30,223	30,848
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,692	1,703
うち、利益剰余金の額	28,581	29,195
うち、外部流出予定額 (△)	50	50
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	191	186
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	191	186
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	30,414	31,034
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	177	227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	177	227
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	334	383
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	511	610
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	29,902	30,423
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	214,790	204,294
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,025	△5,025
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,025	△5,025
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,416	10,798
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	225,207	215,093
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.27%	14.14%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準金庫であります。

# 自己資本の状況（単体）

## 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本の充実の状況等について

#### (1)自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されています。2021年3月期の自己資本額の内容は、当金庫が積み立てている積立金や地域のお客さまからお預りしている出資金等が該当します。

#### (2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られており、繰延税金資産につきましても、自己資本に占める割合も0.34%と少なく、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。なお、事業計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえた上で策定されております。

## 当金庫の自己資本の充実の状況等（単体）

（単位：百万円）

	2019年度 単体		2020年度 単体	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	214,790	8,591	204,294	8,171
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	206,740	8,269	197,126	7,885
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,696	107	3,050	122
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,680	1,267	33,882	1,355
法人等向け	61,602	2,464	59,560	2,382
中小企業等向け及び個人向け	39,286	1,571	33,380	1,335
抵当権付住宅ローン	5,060	202	5,114	204
不動産取得等事業向け	33,426	1,337	33,867	1,354
三月以上延滞等	886	35	438	17
取立未済手形	25	1	25	1
信用保証協会等による保証付	8,479	339	6,933	277
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,473	338	5,746	229
出資等のエクスポージャー	8,473	338	5,746	229
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,062	602	15,069	602
・他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,000	240	6,000	240
・信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に関するエクスポージャー	4,569	182	4,436	177
・特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・上記以外のエクスポージャー	4,493	179	4,632	185
②証券化エクスポージャー※3	428	17	267	10
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	428	17	267	10
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	12,642	505	11,924	476
ルック・スルー方式	12,642	505	11,924	476
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,025	△201	△5,025	△201
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,416	416	10,798	431
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	225,207	9,008	215,093	8,603

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\langle \text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法} \rangle}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \div 8\%} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## オペレーショナル・リスクについて

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

これらリスクに関しましては、部会又はリスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

### (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

# 自己資本の状況（単体）

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクを言います。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫は適切な自己査定を実施しており、信用リスクの計量化を実施しております。信用リスク管理の状況については、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程に基づき、信用リスク管理部やリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金に関する規程・事務要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

## 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）（単体）

### ① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	2019年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（単体）					三月上延滞 エクスポージャー 2019年度 単体	2020年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（単体）					三月上延滞 エクスポージャー 2020年度 単体
	主な種類の内訳				主な種類の内訳							
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券	デリバティブ				
国 内	497,521	253,387	77,064	3	953	561,354	263,121	80,038	1	693		
国 外	20,503	—	20,309	—	—	22,166	—	22,134	—	—		
地域別合計	518,025	253,387	97,374	3	953	583,520	263,121	102,172	1	693		
製造業	28,094	19,136	8,105	—	1	31,754	20,860	10,002	—	19		
農業	21	21	—	—	—	20	20	—	—	—		
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	26,989	25,490	1,498	—	13	31,569	28,870	2,699	—	11		
電気・ガス・熱供給・水道業	4,059	154	3,902	—	—	3,172	70	3,101	—	—		
情報通信業	2,091	1,294	600	—	—	2,124	1,258	800	—	—		
運輸業、郵便業	7,332	4,812	2,303	—	5	7,980	5,057	2,602	—	9		
卸売業、小売業	31,547	28,947	2,299	0	190	33,899	30,760	2,999	0	127		
金融業、保険業	166,588	10,222	18,562	2	—	175,182	10,945	16,339	1	—		
不動産業	56,186	51,647	2,517	—	306	54,529	50,008	2,985	—	266		
物品賃貸業	3,415	2,415	1,000	—	11	4,195	2,294	1,900	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	1,619	1,619	—	—	—	1,752	1,752	—	—	—		
宿泊業	1,101	1,101	—	—	—	1,018	1,018	—	—	—		
飲食業	6,407	6,392	—	—	13	7,555	7,540	—	—	81		
生活関連サービス業、娯楽業	7,440	6,665	400	—	—	8,325	7,287	400	—	—		
教育、学習支援業	420	420	—	—	—	530	530	—	—	—		
医療、福祉	4,310	4,310	—	—	253	4,741	4,741	—	—	40		
その他のサービス	8,787	8,773	—	—	1	9,864	9,850	—	—	11		
国・地方公共団体等	85,081	16,800	56,184	—	—	131,231	15,421	58,342	—	—		
個人	42,316	42,316	—	—	123	39,555	39,555	—	—	91		
その他	34,215	20,844	—	—	33	34,518	25,277	—	—	32		
業種別合計	518,025	253,387	97,374	3	953	583,520	263,121	102,172	1	693		
1年以下	144,648	21,494	8,463	3	—	81,132	26,355	8,775	1	—		
1年超3年以下	44,568	22,319	16,048	—	—	102,463	19,254	18,009	—	—		
3年超5年以下	50,062	29,311	17,723	—	—	52,804	31,223	21,541	—	—		
5年超7年以下	42,472	28,909	13,527	—	—	37,204	28,114	9,090	—	—		
7年超	173,010	121,278	41,611	—	—	211,717	133,841	44,756	—	—		
期間定めのないもの	63,263	30,074	—	—	—	98,197	24,332	—	—	—		
残存期間別合計	518,025	253,387	97,374	3	—	583,520	263,121	102,172	1	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託・金銭の信託等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類に準じて記載しております。

## 自己資本の状況（単体）

### ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	222	△31	—	—	191
	2020年度	191	△5	—	—	186
個別貸倒引当金	2019年度	2,303	242	314	94	2,137
	2020年度	2,137	136	109	75	2,089
合計	2019年度	2,525	211	314	94	2,328
	2020年度	2,328	131	109	75	2,275

### ③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度				
製造業	457	210	1	30	199	4	49	2	210	233	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	771	868	99	—	—	7	2	14	868	847	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	29	29	—	—	—	27	0	1	29	—	—	—
卸売業、小売業	350	284	68	30	110	33	22	10	284	271	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	528	514	4	2	—	—	18	16	514	499	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	0	0	—	—	—	—	—	0	0	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	1	—	—	—	—	0	0	1	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	22	22	—	—	—	—	21	22	1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	146	155	10	73	—	36	0	6	155	186	—	—
その他のサービス	11	39	33	—	4	—	0	0	39	39	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	7	8	1	—	—	—	0	0	8	7	—	—
合計	2,303	2,137	242	136	314	109	94	75	2,137	2,089	—	—

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	2019年度単体		2020年度単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	2,109	79,027	2,922	127,207
2%	—	—	—	—
10%	600	75,938	600	96,978
20%	16,549	144,068	19,906	147,710
35%	—	14,565	—	14,723
50%	19,084	438	23,643	317
75%	—	56,229	—	47,827
100%	4,004	104,876	4,101	97,076
150%	—	361	—	142
200%	—	—	—	—
250%	—	1,122	—	1,055
1250%	—	—	—	—
合計	518,978	584,214	584,214	584,214

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

# 自己資本の状況（単体）

## 信用リスク削減手法に関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から融資案件の可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府系機関保証、民間保証会社等があります。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式等、保証として政府・地方公共団体、外国の政府等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体）

（単位：百万円）

ポートフォリオ	2019年度			2020年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	11,775	1,850	—	10,065	1,078	—
①ソブリン向け	—	1,850	—	—	1,078	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	6,852	—	—	5,434	—	—
④中小企業等・個人向け	4,437	—	—	4,075	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	91	—	—	96	—	—
⑥不動産取得等事業向け	383	—	—	458	—	—
⑦三月以上延滞等	10	—	—	—	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に、派生商品取引を行っており、その他、有価証券投資として投資信託においても派生商品取引を行っております。具体的な派生商品取引は、先物為替予約取引です。

信用リスクへの対応として、お客さまとの取引引きについては、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体）

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	1	0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	3	1	1	0
（i）外国為替関連取引	3	1	1	0
（ii）金利関連取引	—	—	—	—
（iii）金関連取引	—	—	—	—
（iv）株式関連取引	—	—	—	—
（v）貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
（vi）その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（vii）クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	3	1	1	0

# 自己資本の状況（単体）

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体） （単位：百万円）

担保の種類別の額	2019年度	2020年度
信用	3	1

（単位：百万円）

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	-	-	-	-

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。また、取引先にあたっては、有価証券投資の一環として当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っています。

### (2) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

## イ. オリジネーターの場合（単体）

### ① 原資産の合計額等

（単位：百万円）

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

### ② 原資産を構成するエクスポージャーに係る3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額等

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額	-	-
当期の損失	-	-
(i) カードローン	-	-
当期の損失	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
当期の損失	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-
当期の損失	-	-

### ③ 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
証券化取引を目的として保有している資産	-	-
(i) カードローン	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-

### ④ 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額	-	-
(i) カードローン	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-

## 自己資本の状況（単体）

- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等  
該当ありません。
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- ⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額  
該当ありません。
- ⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無  
該当ありません。
- ⑪証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

### ロ. 投資家の場合（単体）

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
証券化エクスポージャーの額	2,302	1,501
（i）商業用不動産	—	—
（ii）居住用不動産	358	220
（iii）法人向けローン	585	500
（iv）個人向けローン	1,358	781

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
0%～15%未満	—	—	—	—
15%～50%未満	2,302	1,501	17	10
50%～100%未満	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
（i）商業用不動産	—	—	—	—
（ii）居住用不動産	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
2. 「1250%」欄の（i）～（ii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

# 自己資本の状況（単体）

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、株価変動による評価損益の状況を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等を、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社等株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等に関するリスクの状況は財務諸表や運用報告書により、適切な管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項（単体）

### ① 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,255	6,255	4,693	4,693
非 上 場 株 式 等	2,778	2,778	3,117	3,117
合 計	9,033	9,033	7,810	7,810

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 投資信託等の所謂ファンドについては、上記記載から除いております。

### ② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
売 却 益	1,265	360
売 却 損	572	873
償 却	210	49

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ③ 貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	△1,557	△34

### ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

# 自己資本の状況（単体）

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,859	23,773
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

## 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。また、そのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book※）について当金庫は、月次で評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

### (2) 金利リスクの算定手法の概要

I 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）及び△NII（注2）並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関しては考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提について、当庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関して、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ・△EVE及び△NII算出にあたって、内部モデルは使用していません。
- ・当期末の重要性テストの結果は、基準値である監督上の基準値20%に対し上回る水準となっておりますが、自己資本比率は国内のみで営業する金融機関に必要とされる4%を大幅に上回っており、経営の安全性、健全性は充分保っております。

II 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

1. 金利ショックに関する説明  
△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例に基づく金利変動としています。
2. 金利リスク計測の前提及びその意味  
当庫ではリスク資本配賦にあたって、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

## IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1	上方平行シフト	6,577	11,161	0	0
2	下方平行シフト	0	0	1,026	220
3	スティープ化	6,162	8,763		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	160	709		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	6,577	11,161	1,026	220
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	2019年度 29,902		2020年度 30,423	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。